

観参第1161号
令和2年3月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（イラン）

外務省は、イランに以下の感染危険情報を発出しています。

【危険度】

- アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，
マーザンダラン州，マルキャズィ州及びロレスタン州
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）
- コム州，テヘラン州，ギーラーン州
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）
- その他の地域
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

つきましては、当該国や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、当該レベル3の地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行業者に対しては、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（イラン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T053.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf



お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合

文字サイズ変更



Facebook 友だち追加

国・地域別 目的別

ホーム 海外安全情報 海外旅行 海外出張/ビジネス 海外留学/海外修学旅行 海外生活

ホーム > 危険情報詳細

危険情報

本情報は2020年03月10日（日本時間）現在有効です。

イランに対する感染症危険情報の発出（一部地域のレベル引き上げ）

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年03月09日



危険レベル・ポイント

【危険度】

- アルボルズ州, イスファハン州, ガズヴィーン州, ゴレスタン州, セムナーン州, マーザンダラン州, マルキャズィ州及びロレスタン州
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）
 - コム州, テヘラン州, ギーラーン州
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）
 - その他の地域
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）
- 感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入力し、感染予防に努めてください。

詳細

1 イランでは、2月19日、2名の新型コロナウイルスによる感染症例が確認されて以降、コム州、テヘラン州、ギーラーン州及びその周辺各州を中心に、感染症例及び死亡例が急速に増加しており、3月9日現在、6,566名（うち死亡194名）が確認されています。

2 我が国は、2月28日、コム州、テヘラン州及びギーラーン州の感染症危険情報レベルを3（渡航は止めてください）に引き上げましたが、これら3つの州の周辺各州においても感染症例および死亡例が急速に拡大しており、イランにおいては、3月1日、厚生省が不要不急の往来を自粛するよう勧告したほか、3月6日の各州都での金曜礼拝が取りやめられました。さらに、周辺国によるイランとの陸路や海路の国境閉鎖等は継続しており、イランと諸外国を結ぶ航空会社の多くがイラン便を運航停止又は減便しています。今後の感染の更なる拡大状況によっては、こうした移動上の制約が一層拡大し、イラン国外への移動が極めて困難となる可能性が強く懸念されます。

3 このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、既に感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください）を発出しているコム州、テヘラン州及びギーラーン州に加え、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州の感染症危険情報レベルを3（渡航は止めてください）に引き上げます（イラン全土（コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州

及びロレスタン州を除く) に対しては、感染症危険情報レベル2 (不要不急の渡航は止めてください) を継続します。)。これらの州に滞在中の在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、国際便の運航状況を始め現地の最新情報の収集と、感染予防に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国を至急御検討ください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在イラン日本国大使館

住所：162, Moghadas Ardebili Street, Tehran, Postal Code : 19856-93653

電話：+98(21)22660710 (代表)

FAX: +98(21)22660747 (代表)

https://www.ir.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

戻る